

埴町森林整備計画

福島県

埴町

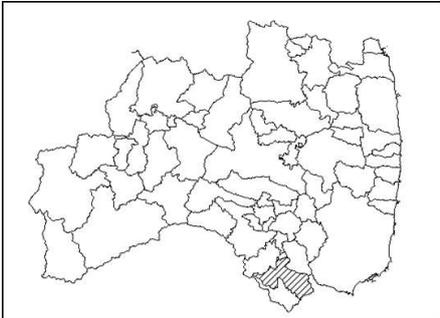
# 埴町森林整備計画

計画期間 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和18年 3月31日

福島県  
埴町

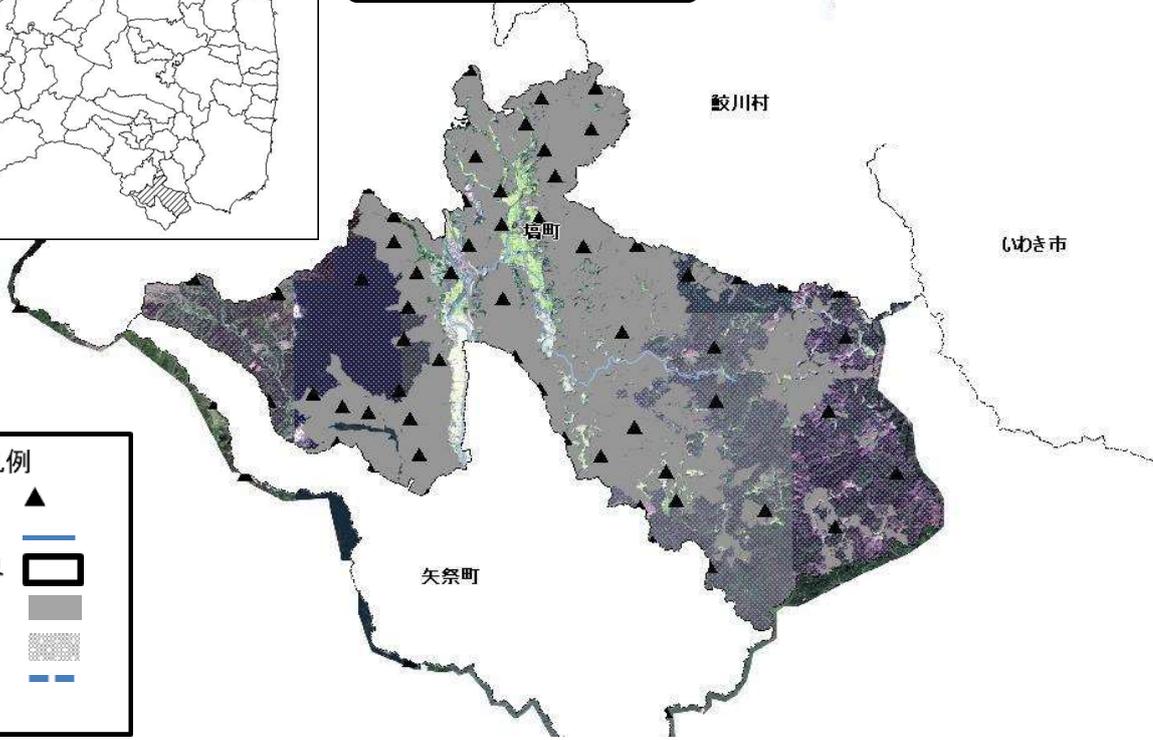


### 埴町位置図



凡例

山岳	▲
河川	—
市町村界	□
民有林	■
国有林	▨
鉄道	- -



縮尺 1 : 160000  
5000 2500 0

縮尺 1 : 160000

縮  
5000

# 目 次

<b>I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	<b>5</b>
1 森林整備の現状と課題	5
2 森林整備の基本方針	5
3 森林施業の合理化に関する基本方針	8
<b>II 森林の整備に関する事項</b>	<b>8</b>
<b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</b>	<b>8</b>
1 樹種別の立木の標準伐期齢	9
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	10
<b>第2 造林に関する事項</b>	<b>10</b>
1 人工造林に関する事項	10
2 天然更新に関する事項	12
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	14
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
5 その他必要な事項	15
<b>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準</b>	<b>15</b>
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2 保育の種類別の標準的な方法	16
3 その他必要な事項	17
<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	<b>17</b>
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	17
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	20
3 その他必要な事項	20
<b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	<b>20</b>
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5 その他必要な事項	21
<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	<b>21</b>
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	22

<b>第 7</b>	<b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>22</b>
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	25
<b>第 8</b>	<b>その他必要な事項</b>	<b>25</b>
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
<b>Ⅲ</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	<b>28</b>
<b>第 1</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>28</b>
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	29
<b>第 2</b>	<b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	<b>29</b>
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	29
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	30
<b>Ⅳ</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>31</b>
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	31
4	その他必要な事項	31
<b>Ⅴ</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>32</b>
1	森林経営計画の作成に関する事項	32
2	生活環境の整備に関する事項	32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項	33
5	住民参加による森林の整備に関する事項	33
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
7	その他必要な事項	34

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の南部に位置し、東部に阿武隈山系、西部に八溝山系が連なり、町の中心部を久慈川が縦断する、山と川に囲まれた、豊かな自然とともに暮らしている町である。

本町の総面積は21,141haであり、森林に恵まれており、森林面積は17,452haで、総面積の83%を占めている。私有林面積は、8,443haでそのうちスギを主体とした人工林の面積は4,734haであり人工林率56%となっている。しかし、人工林のうち9齢級以上の森林は4,463ha、94%を占めており、利用可能な高齢林分が増加している一方で、若齢林分が少なく、偏った齢級構成となっている。

持続可能な森林経営及び地球規模の温暖化対策に対応するため、CO2吸収源としての森林整備は極めて重要であることから、主伐・新植又は天然更新による資源構成の適正化を推進していくことが緊急且つ重要な課題である。

しかしながら、近年の林業を取りまく情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、森林整備が適切に実施されない森林が存在している。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな影響を受けている。

## 2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。また、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

#### ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、地域・都市住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

優れた自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

【機能の維持増進を図る森林】

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林

【森林整備及び保全の基本方針】

- 1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- 2 自然条件や町民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- 3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- 4 放射性物質の影響防止に関する知見の集積に努めるとともに、森林再生事業により土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じて森林の保育・間伐等による対策を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

【機能の維持増進を図る森林】

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林

【森林整備及び保全の基本方針】

- 1 災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
- 2 自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- 3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- 4 放射性物質の影響防止に関する知見の集積に努めるとともに、森林再生事業による土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じて森林の保育・間伐等による対策を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林  
該当なし

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

【機能の維持増進を図る森林：保健・レクリエーション機能】

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、地域・都市住民の健康・教育的利用等に適した森林

【森林整備及び保全の基本方針：保健・レクリエーション機能】

- 1 地域・都市住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
- 2 保健等のための適切な管理を推進する。
- 3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の影響防止に関する知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。

【機能の維持増進を図る森林：文化機能】

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林

【森林整備及び保全の基本方針：文化機能】

- 1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備をすることとする。
- 2 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- 3 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。

【機能の維持増進を図る森林：生物多様性保全機能】

森林生態系上、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林

【森林整備及び保全の基本方針：生物多様性保全機能】

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林の保全にも配慮するものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

【機能の維持増進を図る森林：木材等生産機能】

材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林

【森林整備及び保全の基本方針：木材等生産機能】

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

また、放射性物質についての知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、森林再生事業による土砂流出抑制対策を図る。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業

機械の導入などを推進する。

(注 1) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

(注 2) これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、町及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。あわせて、航空レーザ測量等により整備された森林資源情報を活用し、面的な集約化を進めるものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を支援するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下表のとおり定める。

また、成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
一円	年 45	年 50	年 40	年 40	年 55	年 15	年 65	年 20

(注 1) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

(注 2) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

## 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20 ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下)の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を 20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。特に、林地の崩壊の危険のある個所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。

イ 森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うに当たり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

造林にあたっては、多様な森林資源の整備に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を確保するため、確実な更新が図られるよう努めるものとする。下刈りの省力化等を図るため、大苗や早生樹種の植栽にも取り組むこととする。

きのこ原木再生のため、放射性物質対策に関する技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の改良を推進する。

#### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

人工林の対象樹種は下表のとおりである。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は埴町農林推進課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クスギ、コナラ、クリ等	

(注1) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、埴町農林推進課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(注2) 苗木の選定にあたっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努める。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種については、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、保安林の指定施業要件等を勘案し、1ha当たりの標準的な植栽本数は下表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha)
ス ギ	1, 5 0 0 ~ 3, 0 0 0
ヒ ノ キ	1, 5 0 0 ~ 3, 0 0 0
アカマツ	5, 0 0 0
カラマツ	1, 5 0 0 ~ 2, 5 0 0
広 葉 樹	1, 5 0 0 ~ 6, 0 0 0

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合又は道路の交通視認性の向上又は安全な通行確保のため必要な場合は、埴町農林推進課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

#### イ その他人工造林の方法 その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。</li> <li>○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</li> <li>○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</li> </ul>
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</li> <li>○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</li> </ul>
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</li> <li>○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</li> </ul>

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。以下同じ）は、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

### (2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	10,000本/h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 10$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
すべての人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

注1) 人工林であっても、町の沿道修景事業等で伐採し、交通視認性の障害となる等の理由により、更新することが不相当と判断した森林は、塙町農林推進課と協議の上「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外する。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合  
1の(1)による。

イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

## 5 その他必要な事項

### ア 優良種苗の安定供給

マツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し特定

母樹等から生産した優良種苗を推進する。

イ 花粉発生源対策の加速化

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進する。

オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適切な運用を図るものとする。

**第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他  
間伐及び保育の基準**

**1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法**

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆った状態になり、うっ閉（樹冠密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は下表のとおり。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</li> <li>・間伐率は、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。</li> <li>・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</li> <li>・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、上旬伐期齢以上の森林は15年とする。</li> </ul>
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	—	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	39	

カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</li> <li>・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上行うこと。</li> <li>・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。</li> </ul>
------	------	-------	----	----	----	----	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
つる切り	スギ								△			○					○	
	ヒノキ								△			○					○	
	アカマツ								△			○					○	
	カラマツ								△			○					○	
除伐	スギ								△			○						
	ヒノキ								△			○					○	
	アカマツ								△			○			△			
	カラマツ								△			○						
枝打ち	スギ									△			○					
	ヒノキ									△			○					
	アカマツ												○					
	カラマツ												○					

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林			標準的な方法	備考
		年 18	19	20		
下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて作業の省力化、効率化に留意しつつ、適切な時期に、適切な作業方法により行うこととし、その実施時期については目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。	

除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				下刈りの終了後、間伐を行うまでの間、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であってもその生育状況や公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。	
枝打ち	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ			○ ○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。	

(注1)△印は必要に応じ実施するもの。

(注2)本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

### 3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ・ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林分について優先的に実施することとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
ア 区域の設定

水源かん養保安林や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能<sup>かん</sup>が高い森林など水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業の推進すべき森林であり、その区域は別表1のとおりである。

#### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

#### 森林の伐期齢の下限

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
一円	年 55	年 60	年 50	年 50	年 65	年 25	年 75	年 30

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能

又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

これらの機能を有している森林は、以下のとおり。具体的には別表1のとおり。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
土砂流出防備保安林等や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能が高い森林等
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霜害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能が高い森林等
- ④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クスギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
一円	年 90	年 100	年 80	年 80	年 110	年 30	年 130	年 40

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ①傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地

表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、森林セラピーやハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況、経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林のうち、木材等生産機能の維持増進を図る森林について別表1により定める。

このうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に「効率的な施業が可能な森林」として定める。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

## 3 その他必要な事項

県内森林の原発事故に伴う影響を払しょくするため、国際的な基準に基づく持続的な森林経営に資する森林認証（SGEC）について、ふくしま森林アカデミーのフィールドである町有林においてモデル的に取り組む。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が自ら施業できない場合等には、林業経営に意欲と能力のある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、林業経営に意欲と能力のある者が施業内容やコストを明示する提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するため、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより適切な森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図ることとする。

具体的には、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

## 5 その他必要な事項

森林経営管理法により、「森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」ことが定められ、その責務が明記されたことを様々な手段を講じて周知する。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の民有林8,443haは、団地共同森林施業計画に基づき施業を行っているため、今後は、森林施業が組織的、計画的に実施できるよう森林所有者に対し指導強化を図る。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業振興地域整備計画による総合施業団地については、地域の条件、林業関係者の意見を考慮し、地域の特色を生かした計画的な施業を実施するため地域を設定し、森林施業を

推進してきた。今後は、林業労働者の減少、高齢化が進むため、森林組合及び林業事業体の組織強化を図るとともに、町外森林所有者を含めた施業実施協定の締結を推進する。

○ 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

(単位：ha)

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
埴地区	1～99林班	8,443	
計		8,443	

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。

ア 年次別実施計画の作成について

森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者はその計画の実施管理を行うものとする。

また、間伐を中心とした施業は可能な限り共同で実施するものとし、必要に応じて林業経営体等への共同委託を行うものとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営について

作業路網その他の施設の維持運営については、共同作成者が共同により実施するものとする。

ウ 責務の明確化について

共同作成者の一部の者が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

エ 施業実施協定の締結について

共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	(車両系作業システム)	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15°～30°)	(車両系作業システム)	23以上	62以上	85以上

	(架線系作業システム)	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	(車両系作業システム)	16以上	44〈34〉以上	60〈50〉以上
	(架線系作業システム)	16以上	4〈0〉以上	20〈15〉以上
急峻地 (35°～)	(架線系作業システム)	5以上	0以上	5以上

(注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
該当なし					

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林再生事業により森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、適切な排水処理による路面洗堀防止など、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

#### イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇所	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	埴町 (5林班)	鎌田 折戸	100	47		
〃	〃	〃	〃 (13林班)	中ノ沢	100	55		
〃	〃	〃	〃 (14林班)	高の平 南沢	100	42		
〃	〃	〃	〃 (66林班)	清水 和久田	100	216		
〃	〃	〃	〃 (87林班)	折籠 弘川	100	68		
〃	〃	〃	〃 (32林班)	一本木 五郎内	100	100		

〃	〃	〃	〃 (39林班)	花園 原木沢	100	13		
〃	〃	〃	〃 (33林班)	上台	100	14		
〃	〃	〃	〃 (37林班)	大日向	614	128	○	
〃	〃	林業専 用道	〃 (84林班)	白石沢	964	38	○	
〃	〃	〃	〃 (97林班)	桜窪	3,000	100	○	
計					5,378			
拡張 (改良)	自動車道	林道	埴町 (52林班)	湯岐	250 4	52		局部 改良
〃	〃	〃	〃 (17林班)	台宿	500 2	40		法面 保全
〃	〃	〃	〃 (13林班)	中ノ沢	800 8	55		法面 保全
〃	〃	〃	〃 (77林班)	覚石	1,000 2	73		局部 改良
〃	〃	〃	〃 (3林班)	斑 塩ノ海	500 2	31		法面 保全
〃	〃	〃	〃 (8林班)	支線 小川崎	200 2	58		法面 保全
〃	〃	〃	〃 (57林班)	折籠	1,000 7	213	○	法面 保全 橋梁 改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	埴町 (37林班)	大日向	1,000 5	62		局部 改良
〃	〃	林業専 用道	〃 (39林班)	広瀬 薄久保	640 1	28	○	法面 保全
計					5,890 33			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	埴町 (8林班)	支線 小川崎	2,300	58		
〃	〃	〃	〃 (80林班)	山形 田代	3,000	47		
〃	〃	〃	〃 (3林班)	斑 塩ノ海	870	31		
〃	〃	〃	〃 (57林班)	折籠	4,000	213		
計					10,170			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するもの

とする。

## (2) 細部路網の整備に関する事項

### ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成 27 年 2 月 20 日付け 26 森第 3529 号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 森第 236 号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

## 4 その他必要な事項

### ○活動拠点施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

## 第 8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の育成及び確保の方向

若年層の流出等農山村の厳しい労働環境のもとで、林業生産活動を担う基幹的な労働力を如何にして確保していくかは、流域林業の形成、活性化における最重要課題といえる。

当町における自家山林の作業に従事した世帯員、雇用労働者を含めた林業就業者数は、農林業センサス結果によると、2000年現在235名であったが、この時点で10年前に比べ約6割の減少をみている。このうち150日以上林業に従事した専門的な林業就業者は12人で、1割にも満たない。現在の状況としては、諸情勢を勘案すると大幅に減少していることが推測される。

また、平均年齢は52歳に達し高齢化も進んでおり、若年層の新規参入が殆どみられないことから、このまま推移すれば、林業生産活動の担い手の空洞化という深刻な事態を招きかねない現状にある。

当町の労働環境の実態からすれば、林業就業者そのものの絶対数の減少は避けられないことから、機械化等による労働生産性の向上を図る必要がある。そのためには、機械作業のオペレーターとして若年の基幹的な労働力を確保していくとともに、資本整備の拡充、雇用条件の向上等新規参入者の確保を図るため林業経営体の体質強化が緊急な課題であるので、行政、業界一体となった労働対策を講じていくものとする。

また、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講ずるものとする。

#### (2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

当流域には、林業作業士をはじめ多能工化に相当する資格、免許取得者は相当数存在するが、森林施業の多様化、機械化等に対応するため、これら取得者の再教育と、新規取得者の養成を目指すものとする。さらに、地域林業リーダーとして、青年林業士、指導林家「奥久慈青年林業会議所」が活躍しているところであるが、その経営技術の高度

化に対応し得る地域中核リーダーの拡大・養成に努めるものとする。

#### イ 林業家後継者等の育成

林業後継者が、経営に関心と意欲を持つことができる環境整備と、仲間作りを進めるとともに、各種研修会、視察等を通じて知識と技術の習得を図るものとする。

#### ウ 林業経営体の体質強化方策

森林組合、会社、協同組合等の林業事業体は取扱事業量を安定させるべく体制を整えつつあるが、多数を占める個人、その他いわゆる一人親方は事業量の確保面等、その経営基盤は脆弱である。

機械化等資本装備の充実による生産性の向上、労働条件の改善等経営体質の強化を図るには、一定量以上の事業量の確保が必要であることから、協業化、共同化を進めるとともに、合理的な森林作業システム等の林業経営技術の改善を図り、近代的な経営体への脱皮、転換を促進するものとする。

#### エ 町有林の有効活用による人材育成への寄与

人材育成に当たって現場での研修は不可欠である。森林アカデミーふくしまのフィールドとして町有林が指定されており、活用を通じて森林・林業に係る人材育成に寄与する。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 機械化の促進方向

本町における森林資源は、戦後積極的に造林してきた人工林を中心に充実しつつあり、近い将来、主伐、間伐材の生産量は急激に増大することが予想されるが、反面、林業労働者の減少、高齢化傾向、労賃や資材の値上がり等によるコストの増加により生産活動が停滞している。

このような状況を改善し、若年労働者の確保をするためには、労働生産性の向上や労働安全の確保に必要な高性能林業機械化（改良型）により作業強度の軽減や作業コストの低減を図るとともに、賃金等労働条件の改善を図り、他産業との競争に充分耐えうる林業生産活動を展開していくことが必要である。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	八溝山系 （急傾斜）	チェーンソー 林内作業車 集材機	チェーンソー プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ 林内作業車 集材機
	阿武隈山系 （緩傾斜）	チェーンソー 林内作業車 トラクター	チェーンソー ハーベスタ スキッド グラップル プロセッサ 林内作業車 フォワーダ

造 林 保育等	地 下 拵 刈 えり	刈り払い機 チェーンソー 大鎌	刈り払い機 チェーンソー 大鎌
	枝 打 ち	鋸 手斧	自動枝打ち機

### (3) 林業機械化の促進方策

利用可能な高性能機械の導入と施業共同化による伐採・集材等の一体化による稼働率の向上によりコストダウンを図り、労働力の軽減と林業施業の機械化を推進する。

### (4) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町は、2つの木材市場を有し、奥久慈地域の木材流通の拠点となっている。町内外には国産材専門工場が多数存在するため、今後、広域的な見地での素材生産から流通加工、販路に至る一貫した体制作りに努める。特用林産物については、豊富な森林資源を活用し、しいたけ栽培が行われ協業化も進んできているが、原木の供給は地域外に頼る比率が高く、また流通販売体制も未整備である。

このため、優良広葉樹林の育成整備による原木の安定供給と流通販売体制の整備を図るものとする。

#### ○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製 材 工 場	西河内	350,000m <sup>3</sup>	△ 1				協和木材
製 材 工 場	埴	3,500m <sup>3</sup>	△ 2				江黒林産
製 材 工 場	伊香	30,000m <sup>3</sup>	△ 3				松栄商事
製 材 工 場	上石井	1,400m <sup>3</sup>	△ 4				松田製材
製 材 工 場	埴	1,100m <sup>3</sup>	△ 5				兼正製作所
木 材 市 場	台宿	25,000m <sup>3</sup>	△ 6				東白製材
製 材 工 場	埴	19,000m <sup>3</sup>	△ 7				大栄木材
パレット製材工場	上渋井	24,000m <sup>3</sup>	△ 8				原パレット
木 材 市 場	上渋井	70,000m <sup>3</sup>	△ 9				奥久慈木材 流通センター
チップ工場	伊香	33,000 m <sup>3</sup>	△ 10				遠野興産

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

## (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表3に定めるものとする。

## (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法については、対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。対象鳥獣がニホンジカの場合の被害対策は、人工造林が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘引狙撃等の銃器を使用した捕獲の実施。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとする。

ニホンジカの奥久慈地域への進出が拡大している。被害がまだ顕在化してこないこの時期に、徹底した対応が必要である。このため森林管理署との連携を強め情報を共有して対応することとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した諸対策を講じるものとする。

保全すべき森林は、別表4のとおり。

#### (2) その他

森林病虫害の防除に当たっては、町・県・森林組合や森林所有者との連絡を密にして、早期発見・早期駆除に努める。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

## 3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図り、林野火災の予防上危険な気象状況になった際に、火の取り扱いの注意喚起、防火指導の強化や火の使用制限を徹底しながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然防止に努めていくものとする。

さらに、火災、気象災等による被害を補てんし、林業経営の安定、森林資質の維持培養等に資するため、森林保険への加入促進を図るものとする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、森林又は森林に接近している土地において、火入れを行う場合には、事前に町長の許可を得なければならない。また、火入れに当たっては、乾燥時・強風時を避けるとともに延焼を防止する措置をとること。

## 5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林）

○松くい虫被害対策により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
地区被害拡大防止森林(松林)の区域 22, 23, 24, 28, 36, 44, 45, 55, 56, 57, 88 林班	高度公益機能森林、地区保全森林(松林)への被害拡大を防止するため、樹種転換を促進する必要があるため	伐採方法：福島県樹種転換促進指針による。 更新方法：同上

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

- (2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補てんするための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
台宿、湯岐、片貝、那倉、木野反	17林班(156～161小班), 18林班(28～55, 59小班), 47林班(38～48小班), 51林班, 52林班, 56林班(42～55小班), 91林班	436.47	190.25	240.59	2.08		3.56	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項

造林, 保育, 伐採, その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽又は天然更新補助作業を行うこととし、5年以内に更新を完了するものとする。
保育	植栽については、できるだけ多様な樹種構成となるように配慮するものとする。
伐採	景観の向上・林内照度の維持を図るため、必要に応じ下刈り・枝払い等を行うこととする。伐採については、原則として択伐とする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林, 保育, 伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積
埴地区	1～23, 25～46, 48～52, 54, 56～61, 63～92, 94～99 林班	8,004.11ha

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

## 2 生活環境の整備に関する事項

○ 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林は、これまでの木材生産としての期待に加えて、CO<sub>2</sub>吸収源としての森林への期待や、健康・教育・観光等への森林空間を利用した機能への期待が高まっている。

このため、

- (1) 森林セラピー等健康・教育・観光分野への利用の促進と、それに必要な森林ウォーキング・ハイキングコース等の整備、及び関連事業者との連携強化
- (2) 町有林等を活用し、防災協定等を締結している都市とのカーボン・オフセット協定や森林環境譲与税を活用した交流を促進する。  
その他に、交流先の住民参加の森林整備等も実施していく。
- (3) 放射能物質の影響による自然きのこ採取が当面困難なことから、人工栽培による「きのこ」「山菜」の栽培普及を図る。
- (4) 森林の整備・利用を通じて未来を担う子供たちの健全な育成に資するため、緑の少年団等の育成に取り組む。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民による森林整備の方向性や、林業振興のための教育実習林等を検討する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

- 該当なし  
(4) その他  
該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

### (1) 森林経営管理制度の活用促進

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林について、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。具体的には、森林簿等により施業履歴や森林経営計画の有無等を確認し、経営管理意向調査の対象森林を抽出するとともに林地台帳等により森林所有者情報を確認し、経営管理意向調査を計画的に進める。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班(1～117, 119～122, 124～140, 142～392, 394～431小班), 2林班, 3林班(1～23, 25～155, 157～165小班), 4林班(1～22, 24, 26～89小班), 5林班(1～4, 7～17, 19～23, 27～129, 131～172, 174～210, 212～266小班), 6～8林班, 9林班(1～34, 36～145, 147～164, 167, 169～171, 173～175, 177, 180, 182～187, 189～195, 197～200, 202, 204, 206～249, 251～254小班), 10林班(1, 2, 4～153小班), 11林班(1～12, 14～94, 96～116, 118～122小班), 12林班(1～64, 66～200, 202～209, 211～226, 228～236小班), 13林班, 14林班(1～5, 7～29, 31～35, 37～45, 47～51, 53～66, 68～239, 241～243, 245～266, 268～299小班), 15～20林班, 21林班(1～46, 48, 49, 52～66, 68～78, 80～88, 90～100, 102～150, 152, 154～165, 167～250小班), 29林班, 30～35林班, 36林班(1, 2, 4, 6～16, 19, 20, 22～38, 40～42, 45～55, 57～101, 106～114, 116～122, 124～127, 129～135, 139～179, 181～204, 206～215小班), 37林班, 41～51林班, 52林班(1～35, 42～45, 48, 49, 54～57, 61～64, 66, 67, 71～73, 75, 77～84, 87, 88, 90～92, 97小班), 53～88林班, 89林班(1, 2, 4～9, 11, 12, 14, 15, 20～25, 35～37, 39～58, 60～62, 65～79小班), 90林班(1～31, 34～55, 57～62, 64～68, 71～87, 89～112, 115, 117～127, 129, 131～138, 140～152, 154～156, 159, 162, 164～182, 184～187, 189, 193～195小班), 91林班(1, 3～10, 12～18, 21～40, 43～46, 50～56, 59～91, 93, 94, 98～101, 103～115, 118, 119, 122～126, 128～197, 199～211, 214～227, 229～245, 247～251, 255～347小班), 92～96林班, 97林班(1～8, 11～19, 21～27, 30～33, 36, 39～41, 43～54, 56～65, 67～80, 82～92, 96, 99～102小班), 98林班, 99林班(1～14, 18～39, 41～47, 49～87, 89～98, 100～105小班)	7593.47

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>1林班(1～117, 119～122, 124～140, 142～431小班), 2林班(35, 36, 41, 42, 46, 51～53, 59, 60, 62小班), 5林班(1～4, 7～17, 19～23, 27～129, 131, 132, 255, 266小班), 6～8林班, 9林班(1～16, 51～106, 123, 145, 147～164, 167, 169～171, 173～175, 177, 180, 182～187, 189～195, 197～200, 202, 204, 206～248, 252～254小班), 10林班(1, 2, 4～153小班), 11林班(1～12, 14～94, 96～116, 118～122小班), 12林班(1～64, 66～200, 202～209, 211～226, 228～236小班), 13林班, 14林班(1～5, 7～29, 31～35, 37～45, 47～51, 53～66, 68～239, 241～243, 245～266, 268～299小班), 15～18林班, 19林班(1～5, 9～18, 75～124小班), 20林班(2, 4～7, 11～42, 50～67, 69, 71～83, 93～95, 117～123, 160, 161, 215～223, 228, 229, 231, 232, 240～256, 259～263, 305～340, 351～356小班), 21林班(1～12, 26～34, 38～46, 48, 49, 52～66, 68～78, 80～88, 90～100, 102～150, 152, 154～165, 167～250小班), 22林班(1～7, 9～12, 14, 15, 17, 19, 22～30, 32～41, 44～49, 52～54, 56, 58～62, 64～69, 77～82, 85～89, 94～109, 111, 112, 115～117, 120, 121, 123～127, 130～134, 136, 139～143, 146, 148, 150, 152～154, 158～163, 169, 170, 174, 177～182, 184, 186, 187, 190, 191, 193, 194, 196～200, 206～212, 214～216, 221～224, 226～232, 235～241, 243～245, 247～253, 257～259, 261, 262, 265, 267, 268, 270～273, 275～280, 282～285, 287, 288, 290, 293～296, 299～306, 311, 313, 314, 316～325, 329～333, 335～338, 341～343, 346～349, 351, 353～364, 366～368小班), 23～25林班, 26林班(1～12, 14～136, 139～144, 146～173, 175～203, 206～243, 245～250, 252～264, 266, 267, 269, 270, 272, 274～367, 369～386, 388～416, 418～439, 441, 442小班), 28林班(191～193, 241, 242, 244, 246, 251～257小班), 29林班(180, 183, 611～616, 618～624</p>	<p>2899.66</p>
-----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

		<p>, 629, 630, 649, 651小班), 31林班 (209, 210, 349, 350, 365~368, 390, 408~411, 600, 601, 610小班), 33林班 (257, 259~272, 274, 278, 282, 292小班), 34林班 (113~131小班), 36林班 (1, 2, 4, 6~16, 19, 20, 22~38, 40~42, 45~55, 57~101, 106~114, 116~122, 124~127, 129~135, 139~179, 181~204, 206~215小班), 37林班 (121~126, 129, 131~135, 137~141, 143, 145~147, 168, 173~175, 179~187, 380~385小班), 38林班 (1~24, 26~50, 52~57, 59~89, 91~96, 99~133, 135~140, 142~151, 153~158, 160~188, 190, 191, 193~202, 204~231, 233~238, 240~255, 258, 259, 261, 262, 264, 266~291, 293~344, 346~352, 356~368, 370~384, 388~403, 405~415, 417~436, 439~479, 481~591, 594~604小班), 39林班 (1~34, 36~60, 62~80, 83~122, 124~189, 191~216, 218~237, 239~250, 252~277, 279~295, 297~313, 315~326, 329~355小班), 40~42林班, 43林班 (81~85, 87, 89, 90, 102~107, 109, 111~117, 130~133, 136, 137, 139~141, 143~146, 162小班), 45林班 (104~106, 108~140, 142~145, 147~163, 166~168, 170~173, 176~184, 186, 188~193, 197~203, 210~212, 214, 215, 227~244, 246~248, 250, 252~258, 260~266, 268~276, 279, 282~286, 290~292小班), 46林班, 47林班 (16, 17, 24, 38~48, 77~93, 95~98, 100~102, 104~108, 116小班), 48林班 (1~7小班), 52林班 (2~4, 8, 10~20, 22, 24~31, 34, 35, 71~73, 75, 77~84, 87, 88, 90~92, 97小班), 54林班 (5~9, 12, 16~19, 22~25, 56, 65, 66, 70, 84~87, 91, 95, 97, 99, 100, 103, 105~108, 111, 116~121小班), 56林班 (1~11-1), 57林班 (2, 21, 28~30, 35, 38, 39, 73, 83, 84, 89~96, 108~116, 174, 175, 178, 225, 226, 228~232小班), 58林班 (92~96, 100, 104~125, 132, 195~197, 199~201, 203~206, 208~216, 219~225, 236~238, 246</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>～250, 252～257, 261～277, 279～286, 290～294小班), 60林班, 61林班, 62林班(22, 37～41小班), 69林班(147小班), 71林班(32, 33, 49, 54, 55, 70, 71, 73, 74, 79小班), 72林班(12, 13, 15～18, 26, 27, 34～45, 47小班), 78林班(1～3, 5～8, 10, 12～14, 16, 18～25, 27, 28, 30～38, 57, 68, 77, 79, 80, 87, 88, 90, 92, 95～99, 101～117, 119, 120, 123, 128, 129, 131～139, 142～154, 221～229小班), 82林班(60～62, 66, 67, 69～72小班), 96林班(14, 17, 21, 31～34, 36～41, 44～51小班), 97林班(2～4, 6林班)</p>	
	<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>該当なし</p>	
	<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>17林班(156～161小班), 18林班(28～55, 59小班), 47林班(38～48小班), 51林班, 52林班(1～35, 42～45, 48, 49, 54～57, 61～64, 67, 71～73, 75, 77～84, 87, 88, 90～92, 97小班), 56林班(24～39小班), 91林班(1, 3～10, 12～18, 21～40, 43～46, 50, 56, 59～91, 93, 94, 98, 101, 103～115, 118, 119, 122～126, 128～197, 199～211, 214～227, 229～245, 247～251, 255～347小班)</p>	<p>436.47</p>
<p>木材生産機能の維持増進を図る森林</p>		<p>1林班(1～117, 119～122, 124～140, 142～392, 394～431小班), 2林班, 3林班(1～23, 25～155, 157～165小班), 4林班(1～22, 24, 26～89小班), 5林班(1～4, 7～17, 19～23, 27～129, 131～172, 174～210, 212～266小班), 6～8林班, 9林班(1～34, 36～145, 147～164, 167, 169～171, 173～175, 177, 180, 182～187, 189～195, 197～200, 202, 204, 206～249, 251～254小班), 10林班(1, 2, 4～153小班), 11林班(1～12, 14～94, 96～116, 118～122小班), 12林班(1～64, 66～200, 202～209, 211～226, 228～236小班), 13林班, 14林班(1～5, 7～29, 31～35, 37～45, 47～51, 53～66, 68～239, 241～243, 245～266, 268～299小班), 15林班, 16林班, 17林班(1～43, 45, 48～74, 76～82, 8</p>	<p>8400.01</p>

	<p>4~87, 89~155, 162~178小班), 18林班(1, 2, 4~27, 56~58, 60, 61小班), 19林班, 20林班, 21林班(1~4, 6, 48, 49, 52~66, 68~78, 80~88, 90~100, 102~150, 152, 154~165, 167~250小班), 22林班(1~7, 9~12, 14, 15, 17, 19, 22~30, 32~41, 44~49, 52~54, 56, 58~62, 64~69, 77~82, 85~89, 94~109, 111, 112, 115~117, 120, 121, 123~127, 130~134, 136, 139~143, 146, 148, 150, 152~154, 158~163, 169, 170, 174, 177~182, 184, 186, 187, 190, 191, 193, 194, 196~200, 206~212, 214~216, 221~224, 226~232, 235~241, 243~245, 247~253, 257~259, 261, 262, 265, 267, 268, 270~273, 275~280, 282~285, 287, 288, 290, 293~296, 299~306, 311, 313, 314, 316~325, 329~333, 335~338, 341~343, 346~349, 351, 353~364, 366~368小班), 23林班~25林班, 26林班(1~12, 14~136, 139~144, 146~173, 175~203, 206~243, 245~250, 252~264, 266, 267, 269, 270, 272, 274~367, 369~386, 388~416, 418~439, 441, 442小班), 27林班(1~3, 5~10, 12~14, 16, 17, 19~35, 37~56, 58~63, 74~78, 80, 81, 83~91, 98~112, 115, 117~130, 134~137, 141~148, 150, 152~158, 161~164, 166~168, 170, 171, 173~176, 178, 180~184, 187, 192, 193, 197~201, 206~208, 212, 214~259, 261, 264, 267, 269, 270, 275~282, 284~289, 291~293, 296~349, 352~366, 368~396, 398, 399, 402~411, 413~476, 478, 479, 482~498, 500~502, 505, 511, 515~535, 537, 538, 541~561, 563~598, 602, 604~621, 623, 624, 628~632, 634, 636, 638, 639, 641~644, 647~660, 664~676, 678, 679, 688~694, 697, 699, 701, 704, 705, 711~720, 722~724, 726, 729, 732~740, 742~758, 762~770, 782~784, 786, 788, 790~792, 795~798, 800~806, 809~818小班), 28林班(2, 4, 5, 10~14, 19~25, 27~58, 64~68, 70~78, 81~89, 92~94, 97</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>       ～106, 109, 111～113, 115～122, 125～149, 153～159, 161～168, 172, 174, 176～178, 180～185, 187, 189～193, 195, 197～201, 203, 205～211, 213～236, 238～246, 249, 251～269, 271, 272, 274～277, 279, 280, 282～288, 290, 292, 294, 296, 297小班), 29林班(1～653, 655～771小班), 30～35林班, 36林班(1～101, 106～215小班), 37林班, 38林班(1～24, 26～50, 52～57, 59～89, 91～96, 99～133, 135～140, 142～151, 153～158, 160～188, 190, 191, 193～202, 204～231, 233～238, 240～255, 258, 259, 261, 262, 264, 266～291, 293～344, 346～352, 356～368, 370～384, 388～403, 405～415, 417～436, 439～479, 481～591, 594～604小班), 39林班(1～34, 36～60, 62～80, 83～122, 124～189, 191～216, 218～237, 239～250, 252～277, 279～295, 297～313, 315～326, 329～355小班), 40～51林班, 52林班(1～35, 42～45, 48, 49, 54～57, 61～64, 66, 67, 71～73, 75, 77～84, 87, 88, 90～92, 97小班), 53～88林班, 89林班(1, 2, 4～9, 11, 12, 14, 15, 20～25, 35～37, 39～58, 60～62, 65～79小班), 90林班(1～31, 34～55, 57～62, 64～68, 71～87, 89～112, 115, 117～127, 129, 131～138, 140～152, 154～156, 159, 162, 164～182, 184～187, 189, 193～195小班), 91林班(1, 3～10, 12～18, 21～40, 43～46, 50～56, 59～91, 93, 94, 98～101, 103～115, 118, 119, 122～126, 128～197, 199～211, 214～227, 229～245, 247～251, 255～347小班), 92～96林班, 97林班(1～8, 11～19, 21～27, 30～33, 36, 39～41, 43～54, 56～65, 67～80, 82～92, 96, 99～102小班), 98林班, 99林班(1～14, 18～39, 41～47, 49～87, 89～98, 100～105小班)     </p>	
<p>       木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林     </p>		

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とする。ただし、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複している箇所を除く。	4941.00
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とする。ただし、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複している箇所を除く。	2766.2
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とする。	436.47
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

【別表4】保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地 区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
	1 林班(267, 277, 290 小班) 6 林班(101, 103, 119, 122, 133 小班) 7 林班(61, 71, 73-75 小班) 12 林班(143, 191-193 小班) 13 林班(133, 135, 140, 155, 158, 160, 164, 166-170 小班) 14 林班(178, 180, 187-189, 203, 205, 207-213, 217, 219-221 小班) 15 林班(2, 4, 53, 56, 59, 84, 100, 102 小班) 16 林班(4-11, 15, 16, 45, 46, 48 小班) 17 林班(34, 144, 150, 151, 158-161 小班) 18 林班(33-36, 50 小班)	1 林班(255, 265, 329 小班) 3 林班(102 小班) 5 林班(41, 68-70, 89 小班) 6 林班(11, 32, 96, 106, 138, 143, 145, 147, 150, 152, 211, 217, 219, 225 小班) 13 林班(21, 30, 45-48, 120, 121, 126-128, 141, 142, 181, 184-187 小班) 14 林班(4, 5, 27-29, 146, 222, 239, 241-243, 246-249, 255, 256, 258-266, 268-279 小班) 15 林班(7, 9, 11-14, 16, 17, 33, 37-50, 52, 64, 81, 85-89, 96, 98, 99, 101, 104, 107 小班) 16 林班(39, 53 小班) 17 林班(2, 25, 45, 59, 69-71, 73, 74, 106, 110, 112, 118, 120, 134, 136, 137, 139, 140, 163 小班) 18 林班(22 小班) 19 林班(31, 60, 66 小班) 21 林班(70, 88, 94, 150, 152, 155, 156, 158, 165, 214 小班) 25 林班(204, 205, 241, 242, 247, 253 小班) 26 林班(11, 107, 113, 121, 139, 143, 146, 154-157, 160, 164, 179, 180, 182, 184-188, 192-194, 384, 388, 390, 392-394, 398-400, 404 小班) 47 林班(39, 40, 43, 45-47, 76, 85, 91, 92, 95 小班) 48 林班(5-7, 10, 11 小班) 49 林班(6, 18, 30, 31, 41, 43, 47, 60, 66, 71 小班) 50 林班(12, 18 小班) 51 林班(10, 11, 12, 12-2, 23, 24, 25, 26, 38, 39, 41, 45, 46, 50, 52, 56, 59, 65, 67 小班) 52 林班(24, 32, 49 小班) 53 林班(3, 7-9, 12, 14-16, 25, 26 小班) 54 林班(78, 113-120, 122 小班) 87 林班(5, 11, 18, 25-1, 32 小班)	

2 参考資料

(1)人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
実数 (人)	H22年	(100.0)	9,884	4,819	5,065	1,246	642	604	1,259	632	627	1,408	738	670
	H27年	(92.6)	9,157	4,499	4,658	1,022	549	473	1,049	543	506	1,322	681	641
	R7年	(83.7)	8,275	4,061	4,214	865	444	421	824	439	385	1,152	606	546
構成比 (%)	H22年		100.0	48.8	51.2	12.6	6.5	6.1	12.7	6.4	6.3	14.2	7.5	6.8
	H27年		100.0	49.1	50.9	11.2	6.0	5.2	11.5	5.9	5.5	14.4	7.4	7.0
	R7年		100.0	49.1	50.9	10.5	5.4	5.1	10.0	5.3	4.7	13.9	7.3	6.6

	年次	45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	2,884	1,510	1,374	3,087	1,297	1,790
	H27年	2,656	1,368	1,288	3,105	1,356	1,749
	R7年	2,238	1,143	1,095	3,196	1,429	1,767
構成比 (%)	H22年	29.2	15.3	13.9	31.2	13.1	18.1
	H27年	29.0	14.9	14.1	33.9	14.8	19.1
	R7年	27.0	13.8	13.2	38.6	17.3	21.4

- (注)1. 資料は国勢調査とする。  
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。  
 3. 総数の計の( )内には各年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	うち木材・木製品製造業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	H22年	4,592	626	114	2	742	1,669	-	2,181
	H27年	4,717	688	149	0	837	1,705	(H28) 306	2,175
	R7年	3,976	569	114	0	683	1,167	277	2,126
構成比 (%)	H22年	100.0	13.6	2.5	0.0	16.2	36.3	-	47.5
	H27年	100.0	14.6	3.2	0.0	17.7	36.1	6.5	46.1
	R7年	100.0	14.3	2.9	0.0	17.2	29.4	7.0	53.5

- (注)1. 資料:令和2年度国勢調査(木材・木製品製造業は福島県企画調整部統計課編 令和4年福島県の工業から抜粋)  
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2)土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H22年	21,160	899	672	209	18	0	0	0		16,974	16,974	0	3,287
	H27年	21,160	857	643	197	17	0	0	0		17,164	17,164	0	3,139
	R7年	21,141	806	559	233	14	0	0	0	16	17,175	17,105	11	3,144
構成比 (%)	H22年	100.0	4.2	3.2	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	80.2	80.2	0.0	15.5
	H27年	100.0	4.1	3.0	0.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	81.1	81.1	0.0	14.8
	R7年	100.0	3.8	2.6	1.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	81.2	80.9	0.1	14.9

- (注)1. 資料は農林業センサスとする。  
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。  
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。  
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。  
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和5年度現在)

保有形態		総面積 面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	人工林率 (B/A) %
総数		17,452	100.0	16,995	10,046	6,949	57.6
国有林		9,009	51.6	8,673	5,312	3,361	59.0
公有林	計	246	1.4	241	205	36	83.3
	県有林	(91) 224	1.3	(91) 220	(91) 189	(0) 31	84.4
	市町村有林	22	0.1	21	16	5	72.7
	財産区有林	0	0.0	0	0	0	0.0
	私有林	8,197	47.0	8,081	4,529	3,552	55.3

(注)1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。

2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に( )書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在町者・不在町者別私有林面積

	年次	私有林 合計	在町者 面積	不在町者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	H22年	7,997	7,075	922	448	474
	H27年	6,706	5,711	995	480	515
	R7年	8,205	7,389	816	357	459
構成比 (%)	H22年	100.0	88.5	(100.0)	(48.6)	(51.4)
	H27年	100.0	85.2	(100.0)	(48.2)	(51.8)
	R7年	100.0	90.1	(100.0)	(43.8)	(56.3)

(注)1. 資料は各年次直近の森林簿とする。

2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 構成比( )は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③ 私有林の齢級別面積

(令和5年度現在)

区分	齢級別	総数 ha	面積										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
私有林計		8,443	7	79	44	106	105	89	179	292	289	307	6,824
人工林計		4,734	0	0	6	10	19	27	55	154	148	221	4,094
主要樹 種別面 積	スギ	4,150	0	0	4	6	11	11	24	64	83	164	3,782
	ヒノキ	341	0	0	0	4	7	14	31	89	65	55	75
	アカマツ	212	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	210
天然林		3,589	7	79	38	96	87	63	123	138	141	86	2,730
備考		竹林18ha、無立木地97ha、更新困難地5ha 竹林18ha、無立木地97ha、更新困難地5ha											

(注)1. 地域森林計画の資料(資源構成表)を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

(平成27年度現在)

面積規模	林家数					
1~3ha未満	316	10~20ha	72	50~100ha	6	
3~5ha	131	20~30ha	14	100~500ha	2	
5~10ha	127	30~50ha	15	500ha以上	0	
					総数	683

(注)1. 資料は2015年農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

(令和5年度現在)

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	45	84	
うち林業専用道	2	2	広瀬薄久保線 白石沢線

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林業専用道として計上することができる。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道			

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、森林作業道として計上する。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
	1林班	小班 7、12、13、16、44、50、64、65、67、68、69、73、75、77、78、79、81、83、87、95、96、100、101、104、113、127、129、135、179、183、193、195、213、214、216、217、219、220、232、235、245、246、252、254、292、293、294、325、343、346、355、356、358、377、401、403
	2林班	小班 12、18、20、22、27、28、30、31、32、34、36、41、42、47、48、54、55、56、57、62、64、65、66、67、76、81、82、83、84、85、87、94、95、96、97、98、99、100、101、106、107、108、112、113、115、116、118、120、123、130、131、132、133、134、135、136、138、139、140、141、143、145、146、147、148、149、150、151、152、159、163、170、171、173、174、175、176、178、179、180、181、187、188、189、190、191、192、193、195、197、202、203、204、205
	3林班	小班 3、5、7、8、9、10、11、12、13、15、18、22、25、26、27、28、29、30、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、52、53、54、55、56、57、58、61、62、63、64、66、67、68、78、79、80、81、82、83、84、85、87、89、93、94、95、96、97、98、99、100、101、103、104、105、106、108、109、111、112、113、114、115、116、118、119、120、122、123、124、125、126、127、138、139、140、141、144、146、151
	4林班	小班 4、5、7、8、9、10、12、18、20、21、22、24、28、32、33、35、36、37、40、43、44、56、57、58、59、60、63、64、66、69、74、75、77、78、79、81、82
	5林班	小班 55、56、58、61、73、74、75、77、78、79、81、82、84、90、103、104、105、106、108、111、113、114、115、117、118、119、122、123、124、125、126、128、131、134、135、136、137、138、139、140、142、143、145、146、148、150、151、152、153、154、157、158、159、160、168、170、171、172、174、175、176、179、181、182、183、184、185、186、187、188、189、192、193、198、199、202、208、209、210、214、216、220、221、222、225、226、231、232、233、235、243、246、247、248、250、260、262、264、265
	7林班	小班 9、17、18、21、23、25、52、55、57、58、59、60、80、84、85、90、93、94、98、100、101、105、109、117、118、119、124、125
	8林班	小班 2、3、4、5、8、9、10、11、19、20、22、23、30、32、33、34、

スギ・  
ヒノキ

3～23

9林班	小班	41、42、49、51、54、58、60、61、62、64、65、66、67、68、69、74、81、82、83、84、94、95、114、117、119、120、122、123、139、142、144、145、147、149、159、160、162、166、206、208、212、232、233 12、14、17、22、23、24、25、26、27、39、40、44、47、73、74、76、96、106、108、109、110、112、113、114、115、116、117、131、132、133、134、135、143、144、145、175、182、204、206、208、214、222、227、234、238、242、243、245、246
19林班	小班	1、4、6、12、18、32、33、35、39、42、43、49、51、52、59、64、65、68、69、70、72、77、79、80、83、86、100、106、108、109、110、117、118
38林班	小班	7、8、12、14、15、17、26、27、28、30、31、32、33、34、36、38、44、47、48、49、50、53、54、55、56、57、60、66、67、68、69、71、72、73、74、75、78、91、93、96、104、109、110、113、114、115、119、120、121、125、138、142、161、168、169、170、172、173、181、182、185、186、187、212、213、216、217、228、229、231、245、246、247、248、249、255、261、269、271、272、273、274、275、276、277、278、295、296、303、304、306、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、321、322、323、324、326、337、338、339、342、348、375、378、379、381、389、400、405、408、409、410、417、419、423、425、431、432、440、442、450、451、453、462、463、464、465、466、467、468、469、470、474、477、478、485、488、503、514、515、518、520、521、526、530、531、532、536、538、539、549、568
39林班	小班	7、10、10、15、17、18、20、23、23、24、25、26、28、28、37、38、42、43、44、69、80、98、108、110、118、119、122、124、130、138、139、140、141、142、143、144、147、148、149、150、151、153、154、155、156、159、160、161、171、172、173、174、175、188、196、203、204、207、208、224、225、226、236、237、250、256、259、273、277、280、283、285、286、290、292、293、299、300、301、302、303、304、305、306、308、309、310、311、312、313、315、316、317、318、319、320、323、324、329、330、333、334、335、336、340、341、342、343、345、347、348、349、350、351、352
40林班	小班	8、9、24、32、35、39、40、42、46、49、53、57、58、61、63、65、66、67、70、71、72、73、74、76、78、80、82、83、084、85、86、89、90、92、96、97、98、99、105、106、111、114、116、118、119、121、124、125、126、127、129、131、132、133、136、137、138、139、140、142、155、160、161、163、164、165、166、171、173、178、180、181、186、191、197、200、205、206、207、209、210、213、216、217、227
41林班	小班	3、10、18、22、23、29、30、37、38、41、42、45、45、46、47、48、49、50、52、57、58、62、63、66、67、68、94、95、96、109、111、115、116、122、123、124、127、130、131、132、135、136、137、139、140、141、142、152、153、158、158、159、162、164、166、167、172、174、180、182、185、188、196、199、200、201、203、204、205、206、219、220、232、233、235、236、241、244、245、246、247、251、252、253
44林班	小班	3、4、5、8、19、20、23、24、25、27、62、64、65、66、67、

		71、72、73、74、75、76、107、112、121、122、141、145、146、147、148、158、159、188、208、209、223
49林班	小班	7、9、10
51林班	小班	43、44、47、48、49、53、55、58、60、61
52林班	小班	1、5、6、9、10、12、15、16、19、21、23、25、26、27、28、35、42、44、45、62、63、64、66、77、83
56林班	小班	12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、42、44
63林班	小班	18、19、24、28、30、33、34、35、36、37、38、65、71、87、113、113、120、134、141、143、147、148、164、171、174、175、176、182、194、199、204、205、206、208、210、211、212、213、214、216、217、218、219、220、221、222、223、224、227、228、234、235
64林班	小班	5、13、22、26、42、43、47、48、49、50、51、62、68、77、79、80、81、98、99、100、101、102、104、105、106、107、111、124、125、128、137、138、139、142、156、161、164、171、183、184、198、202、204、205、209、213、215、216、217、222、228、229、231、235、237、260、263、264、265、275、282、285、292、293、296、297、300、308、311、312、313、314、328
65林班	小班	3、5、10、11、14、14、26、34、36、44、46、47、48、49、64、68、69、78、79、96、100、103、108、121、124、142、148、150、154、155、156、158、160、164、175、177、179、180、181、185、188、192、193、194、195、198、199、202、228、229、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、250、251、255、257、258、259、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、278、279
69林班	小班	16、17、26、56、65、66、67、80、81、82、83、84、85、86、93、94、95、105、106、107、113、115、117、139、140、142、147、164、165、166、167、193、194、195、196、197、198、199、200、202、211、212、213、214、234、235、236、246、263、280
72林班	小班	1、3、4、5、16、17、18、26、27、29、30、31、32、37、39、40、41、42、43、44、47、49、51、53、54、56、57、64、71、73、74、86、87、88、89、90、91、92、93、94、107、117、118、121、130、131
73林班	小班	48、50、54、73、105、106、127、130、136、137、139、147、154、155、156、157、161、162、168
77林班	小班	3、4、14、17、17、20、21、31、32、37、48、49、50、51、51、51、52、62、64、76、77、78、79、79、80、81、82、86
81林班	小班	1、2、3、8、13、15、17、18、20、22、23、24、26、33、34、35、37、38、44、46、49、57
82林班	小班	2、3、5、6、10、11、18、22、24、28、30、32、33、34、35、36、38、39、40、43、56、57、58、59、62、63、71
87林班	小班	6、8、10、12、17、20、21、23、24、26、27、28
88林班	小班	6、7、45、46、64、65、66、75、78、81、87、88、91、92、94、95、98、111、112、113、116、121、122、123、124、132、133、134、135、136、146、153、157、174、176、177、178、179、182、184、185、185、186、189、190、191、192、193、196、198、201、202、205、206

(注)1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。

2. 森林の所在は林小班等により表示する。

## (6) 市町村における林業の位置付け

## ① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		35,949
内訳	第1次産業	1,471
	うち林業(B)	242
	第2次産業	15,031
	うち木材・木製品製造業(C)	14,841
	第3次産業	19,161
B+C/A		42.0%

(注)1. 「資料:令和3(2021)年度福島県市町村民経済計算年報」から抜粋(木材・木製品製造業は福島県企画調整部統計課編 令和4年福島県の工業から抜粋)

## ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(平成30年度現在)

	事業者数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	28	1,013	385,304
うち木材・木製品製造業(B)	6	277	128,495
B/A	21.4%	27.3%	33.3%

(注)1. 「資料:福島県企画調整部統計課編 令和4年福島県の工業から抜粋」

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

## (7) 林業関係の就業状況

(令和2年10月30日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数	うち作業員数	備考
森林組合	0	0	0	
生産森林組合	0	0	0	
素材生産業	18	106	89	
製材業	6	263	219	
森林管理署	0	0	0	
合計	24	369	308	

(注)1. 木材業者等登録制度資料及び森林管理署への聞き取りによる。

## (8) 林業機械等設置状況

(令和2年3月31日現在)

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	3	0	0	1	2	0	
モノケーブル	0	0	0	0	0	0	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0	0	0	0	0	0	無線操縦による木寄機
自走式搬器	0	0	0	0	0	0	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	36	0	0	28	8	0	林内作業車
ホイールトラクタ	0	0	0	0	0	0	主として索引式集材用
動力枝打機	0	0	0	0	0	0	自動木登式
トラック	23	0	0	22	1	0	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	47	0	0	26	10	11	グラップル式のクレーン
計	109	0	0	77	21	11	
(高性能機械)							
フェラーバンチャー	14	0	0	12	2	0	
スキッド	1	0	0	1	0	0	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、グラップルソー	25	0	0	21	3	1	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	3	0	0	1	2	0	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	30	0	0	23	4	3	積載式集材車両
タワーヤーダ	0	0	0	0	0	0	タワー付き集材機

(注)1. 県南農林事務所資料による。

2. 林業機械等の種類は適宜追加する。

3. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

## (9) 林産物の生産状況

(年度現在)

	素材	木炭	乾しいたけ	生しいたけ
生産量	59,757m <sup>3</sup>	-	900kg	2t

(注)1. 「2018(平成30)年木材需給と木材工業の現況」及び「令和元年福島県森林・林業統計書(平成30年度)」による。

## (10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

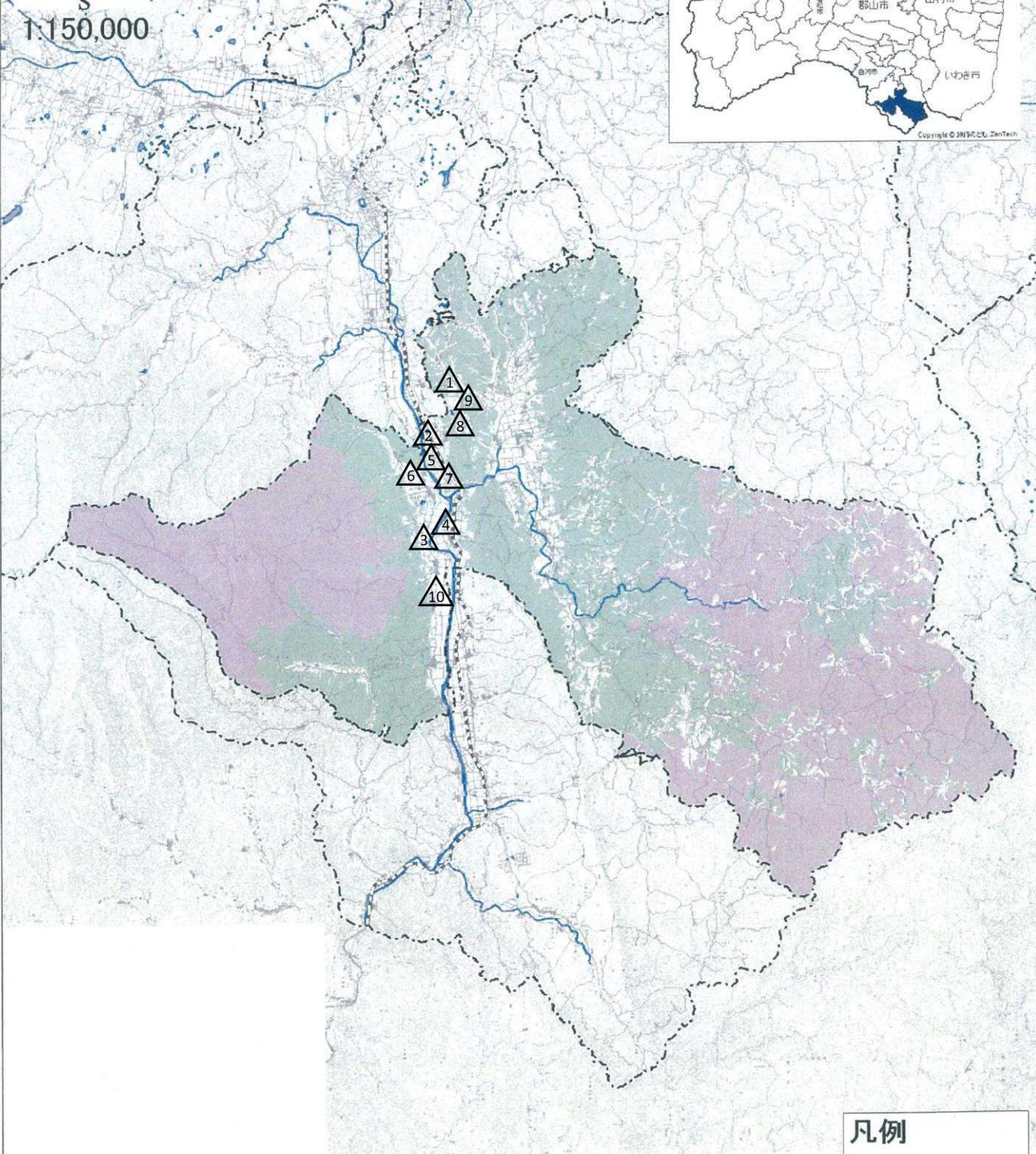
番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	該当なし		

(注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。

## (11) その他必要なもの



埴町位置図兼林産物の生産（特用林産物）  
流通・加工・販売施設位置図



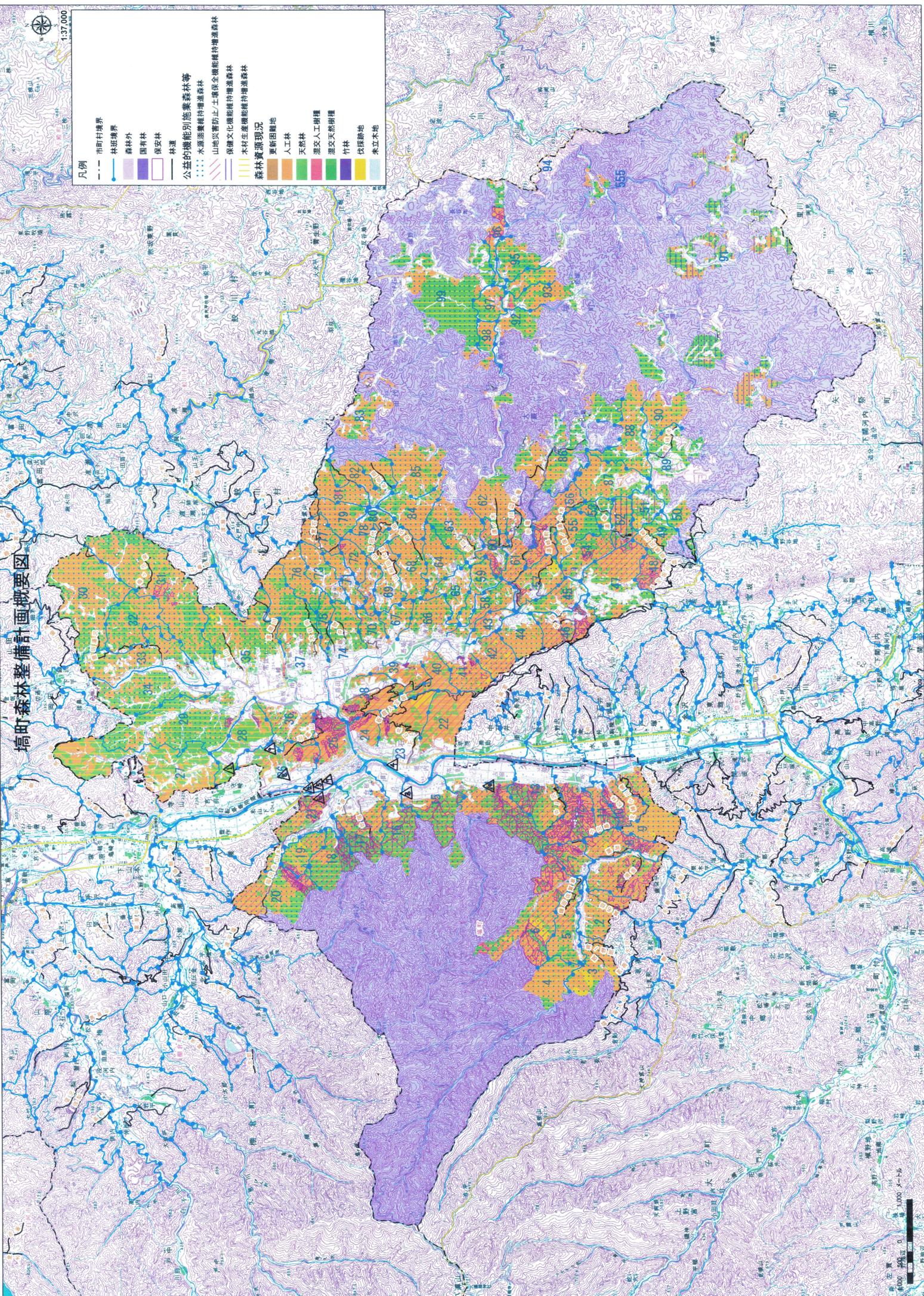
- 凡例**
- 市町村境界
  - 民有林
  - 国有林

# 埧町森林整備計画概要図



1:37,000

- 凡例
- 市町村境界
  - 林班境界
  - 森林外
  - 国産林
  - 保安林
  - 林道
  - 公益的機能別施業森林等
    - 水産資源維持増進森林
    - 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
    - 保健文化機能維持増進森林
    - 保樹文化機能維持増進森林
    - 木材生産機能維持増進森林
  - 森林資源現況
    - 更新困難地
    - 人工林
    - 天然林
    - 混交人工樹種
    - 混交天然樹種
    - 竹林
    - 保樹跡地
    - 未立木地



1,000メートル  
500  
0  
500  
1,000